

第 24 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 1 日)

平成 2 0 年 12 月 2 日 (火 曜 日)

出席議員 (21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1 名)	教 育 長	勝 山 剛		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 議案第 90 号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について
- 日程第 5 . 議案第 91 号 佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 . 議案第 92 号 佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 . 議案第 93 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第 94 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第 95 号 佐用町公共下水道等の分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 . 議案第 96 号 平成 20 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 11 . 議案第 97 号 農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付について
- 日程第 12 . 議案第 98 号 町営土地改良事業の実施について
- 日程第 13 . 議案第 99 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 100 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 15 . 議案第 101 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 16 . 議案第 102 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 17 . 議案第 103 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 18 . 議案第 104 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 19 . 議案第 105 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 20 . 議案第 106 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 21 . 議案第 107 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 22 . 議案第 108 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 23 . 議案第 109 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 24 . 議案第 110 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25 . 議案第 111 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 26 . 同意第 9 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 27 . 第 27 委員会付託について

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 24 回佐用町議会定例会が招集されました。

また、師走をむかえ、今年も余すところ 1 カ月余りとなりました。こうした中でございますが、昨日、佐用警察署、佐用消防署の合同の年末特別警戒発隊式が、マックスバリュ-の前でございまして、当日マリア幼稚園の園児、そして上月保育所の園児が花を添えて、盛大にとり行われたわけでありますが、住民の皆さん方が何事もなく新しい年を迎えられますよう願うところでございます。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご健勝にて全員ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。当局におかれましても、町長をはじめ課長の皆さん方、本日より 22 日まで、21 日間でございますが、よろしく願いをいたします。

さて、今期定例会に付議される案件は、条例に関する案件が 6 件、平成 20 年度各会計補正予算案等が案件が 13 件など提出されております。何卒、議員各位におかれましてはご精励を賜り、これら諸案件につきまして慎重なるご審議を賜り適切妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げます、開会のごあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵迩典章君） おはようございます。どうも。

先ほど、議長、お話いただきましたように、12 月に入り、後残すところ 1 カ月となりました。今年も、何とかこうして大きな災害等もなくですね、平穏な中で 1 年を終えることができるのではないかなというふうに喜んでおります。

今議会におきましても、たくさんの案件また補正予算等を提案させていただいておりますので、どうぞ十分にご審議いただきまして、ご協賛いただきますように、よろしく願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 24 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日、欠席届が 2 つ出ておりますので、矢内作夫議員の方から、11 時 30 分から葬式のためということで欠席届が出ております。また教育長の方から、10 時 10 分から 10 時 40 分まで 30 分間の間、各町芸術鑑賞会小学校 5 年生、6 年生のためということで欠席届が出ております。以上であります。

これより、本日の会議を開きます。ただちに、日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。19 番、森本和生君。20 番、吉井秀美君。以上、両君をお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 日程第 2 に入ります。会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日 12 月 2 日より 12 月 22 日までの 21 日間とした
したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 12 月 2
日より 12 月 22 日までの 21 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 行政報告

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初に平成 21 年度採用予定の職員内定について、ご報告を申し上げます。

平成 21 年度採用予定の第 2 次試験を、第 1 次試験合格者 7 人に対して 11 月 17 日に実施し、第 1 次・第 2 次試験の成績結果を総合的に判定をし、一般職行政職につきましては東 昌雄君、永井裕也君、山本 翼君。保育士につきましては、内山美穂さんの 4 人に内定通知をそれぞれ 11 月 21 日に発送いたしました。

次に、先月 21 日の議員連絡会においても一部報告をさせていただいたところでありますけれども、国道関係の進捗状況について、再度ご報告をさせていただきます。

国道 179 号「徳久バイパス事業」につきましては、最新の情報として、来年度に兵庫県による 10 億円以上の新規事業を対象とする「公共事業等審査会」を経て、国への申請と、事業推進方針の決定を得るよう最大限のご努力をいただく予定と聞いておりました、順調に行けば、平成 22 年度から公共事業としての着手を見ることとなります。

合併支援道路上三河平福線は、国道 373 号交差点から智頭線高架下手前までの約 300 メートルの橋の架け替えを含む、歩道設置事業の平成 24 年度完了を目指しており、1 工区・2 工区については部分改良で対応をしていただくことになっております。

県道下庄佐用線の本位田地区の歩道設置事業につきましては、歩道橋は今年と来年度で、その他は本年度完了予定であります。

国道 373 号中上月地区の踏み切り改良を含む歩道設置事業につきましては、ただ今鋭意詳細設計業務が行われており、平成 22 年度工事着手の予定であります。

主要県道若桜下三河線は、本年度バイパス交差点改良事業に着手して、早くて 22 年度末の完了予定であります。

三日月地区の国道 179 号につきましては、新橋西側約 220 メートルの交通安全施設整備事業を本年度完了予定であります。

また、消防署前の円応寺橋の架け替え工事につきましては、現在着手して工事を進めておりますが、昨日から仮橋の供用を開始し、22 年度末の完成を目指して順調に工事が進め

られて、これは進めております。これは、町の工事でございます。

なお、「中国横断自動車道姫路鳥取線の進捗」につきましては、この11月末現在の工事進捗率は兵庫県側で約92パーセント、岡山県側で約96パーセント、合計約93パーセントとなっており、平成21年度末供用開始に向け鋭意努力をいただいております。また、佐用平福インターにつきましては、21年度未完了予定で事業主体の兵庫県が種々の課題整理に関係集落及び地権者の方々との調整を図りながら推進をしているところであり、佐用町においては、高速バス利用者の駐車場整備を21年度に予定をいたしております。

次に、消防署関係で、消防署では、水槽付ポンプ自動車の更新整備と高規格救急車の増車整備を予定をいたしておりますが、11月17日に水槽付ポンプ自動車が、翌18日に高規格救急車が納車をされました。11月28日に、佐用都比売神社において安全祈願を行い同日から運用を開始をいたしております。水槽付消防ポンプ自動車は、5トン級の消防専用シャーシーに2トンの水槽を積載した4輪駆動車となっており、車体の大きさは現在の水槽付消防ポンプ自動車と同等でございます。また高規格救急車も、現在の救急車と同等の機材と性能を備えております。

なお、旧水槽付ポンプ自動車は、兵庫県消防課を通じて、神戸インドネシア友好協会へ寄贈いたす予定でございます。

以上、3件行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．議案第90号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

議長（西岡 正君） 日程第4、議案第90号、兵庫県町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第90号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成18年6月2日に公布され、この法律において民法及び公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正され、民法中の「監事」について規定した第59条が削除され、当該規定が、公有地の拡大の推進に関する法律の第16条第8項に新たに規定され、平成20年12月1日から施行されるため、兵庫県町土地開発公社定款の一部、第7条第6項を変更しようとするものでございます。

承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第 90 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 90 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 90 号、兵庫県町土地開発
公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 91 号 佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議長（西岡 正君） 日程第 5、議案第 91 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条
例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 91 号、佐用町職員の自己啓
発等休業に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。
この自己啓発休業につきましては、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、職員の
公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に、3 年を上限として大学等の課程
を履修できるとするもので、本年 6 月に佐用町条例第 22 号として制定をしているところ
でございます。

この度の本条例の一部改正につきましては、株式会社日本政策金融公庫等の施行に伴い、
独立行政法人国際協力機構法が一部改正され、本条例の第 5 条中の適用条項を改正するも
のでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本件につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 今回の改正は、説明あったように、青年海外協力隊等の国際奉仕活動の分野の改正でありますけども、提案の中にもありましたように、6 月で、この大学の履修や奉仕活動の自己啓発の条例ができたわけですが、制定後ですね、職員の中から、そういった希望や相談、そういったものが出ているのかどうか。その現状についてお知らせ願います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今のところ職員の中から、そういう相談等、希望等は出ておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。これから、討論を行ないます。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第 91 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。議案第 91 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 91 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり、可決されました。

日程第 6 . 議案第 92 号 佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 6、議案第 92 号、佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵道典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 92 号、佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。

佐用郡 4 町合併に伴い、新町まちづくり計画が策定され、「協働のまちづくり」が、町運営の基本方針と位置づけられております。

その中で「協働のまちづくり推進の仕組み」として、概ね小学校区を単位として「地域づくり協議会」、旧町を単位として「まちづくり協議会」、町全体、全域を対象として「まちづくり推進会議」をそれぞれ設置することといたしております。

地域づくり協議会につきましては、既に 13 の地域で皆さんのコミュニティを深めるための活動や地域課題の掘り起こしなど、よりよい地域づくりのために取り組んでいただいております。「まちづくり推進会議」や「まちづくり協議会」につきましては、今年度 1 月を目途に組織の立ち上げを行うこととしており、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例。佐用町まちづくり推進会議条例。佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 3 条例につきまして、「佐用町まちづくり推進会議及びまちづくり協議会立ち上げに伴う関係条例の整備に関する条例」として整備するものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 92 号につきましては、12 月 5 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 　　ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

日程第 7 . 議案第 93 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 　　議案第 93 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま、上程をいただきました議案第 93 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

不動産登記情報、商業・法人登記情報、動産及び債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている情報、地図等の情報の内容についてインターネットを通じて有料で提供される登記情報サービスを、平成 21 年 4 月 1 日から税務課、上月・南光・三日月支所の窓口において申請者への閲覧を開始するため、地方自治法第 227 条の規定に基づく手数料を徴収

するため、佐用町手数料条例の一部を改正するものでございます。

登記情報サービスは、町内の登記情報のみでなく、全国の登記情報サービスを閲覧することができます。ただし、登記情報提供区域の情報に限られます。

申請した事項の記録がないものも、その旨の情報が表示されるため、手数料の負担が必要であります。

登記情報は最新情報ですが、登記官の認証文が付されていないので証明力はありません。

手数料の金額は、不動産登記情報（全部事項）、商業・法人登記情報、動産及び債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている情報、地図等の情報は1件500円、不動産登記情報（所有者事項）は200円の手数料に設定し、法務局での手数料と同額としていますが、インターネット提供使用料が、不動産登記情報の全部事項では1件当たり480円、所有者事項では1件170円を要するため、コピー料相当額を加算した手数料額といたしております。また、旧土地台帳法による土地台帳及び字限図を整備してきましたが、登記情報サービスの閲覧開始に際し、土地台帳及び字限図の整備を平成20年12月分の登記済み通知分で取りやめをいたします。

旧土地台帳及び旧字限図として閲覧に供しますが、従来同様、税務課では佐用地域分、上月・南光・三日月支所ではそれぞれの地域分のみ閲覧ができます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 説明ありましたけども、確認しておきたいと思います。

まず、この手数料は、コピー代を、今込みと聞こえたんですけども、コピー代込みでの手数料かという確認ですね。

それから、もう1点は、今現在、法務局の手数料の関係、その云々ありました。この全部証明で500円とですね、これは、県下統一されたというような話になっておるのかどうか、周辺自治体との手数料のこういう提起なのかどうかの確認、そのあたりをお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） お尋ねにお答えをいたします。

まず、手数料の額につきまして、コピー料が含まれるのかどうかということにつきましては、コピー料も含んだ金額ということで、手数料を設定をさせていただいております。なお、この手数料につきましては、法務局での手数料と同額ということにさせていただいております。なお近隣の市町等も確認をさせていただきましたが、どちらかと言いますと、これは、税の情報と関連した情報の提供ということで、本町の場合は行ってあります。どちらかと言いましたら、他の市町ではですね、こういった資料は、もう法務局に見に行ってください。法務局で申請をしてくださいということで、市町での行政サービスを行っていない市町がございます。

そういう点で、県下で統一ということには至っておりませんが、一部実施しております町等もある程度類似した形ですね、設定をさせていただいたというところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論なしと認めます。
これより、本案について採決いたします。
議案第 93 号を、ああ、失礼、この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 93 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 93 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 94 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 8、議案第 94 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程いただきました、議案第 94 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この度の、本条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の改正により、平成 21 年 1 月から発足する「産科医療補償制度」に加入する医療機関等で出産した場合の、出産育児一時金について、現行の 35 万円に 3 万円を上限として加算して支給を行う改正であります。

この産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性まひ児及びその家族に対し、速やかに看護や介護のための補償を受けることができることに加え、安心して産科医療を受けられる環境整備を目指すことを目的として創設をされました。

関連の法改正に伴う一部改正でございますので、ご承認いただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
ただ今議題にいたしております、議案第 94 号につきましては、12 月 5 日の本会議で質

疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 9 . 議案第 95 号 佐用町公共下水道等の分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 9、議案第 95 号、佐用町公共下水道等の分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 95 号、佐用町公共下水道等の分担金の額の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本町も合併から 3 年 2 か月が経過をいたしました。この下水道等の事業におきましては、合併後の財政見通しにおいて、特定環境下水道事業・農集排水事業・個別排水事業の 3 事業とも、収益的収支の営業費用・営業外費用からなる総費用において、合併後のコスト縮減対策で、減少傾向をもって推移をいたしております。

一方、昨今の急激に低迷した経済状況を鑑みまして、本町といたしましても、できる限りの経済対策を講じているところであり、その一環といたしまして、下水道等の事業におきまして、分担金・加入金の額を減額の見直しを行い、人槽区分と人槽に対する単価の改正を行い、更には、合併時にさかのぼり改正後の単価を適用させ、分担金又は加入金を納入した額が、この度の改正をいたします単価を超える場合にありましては、その超える額を「加入負担金差額調整交付金」として今年度中に交付するものといたしております。

こうした経済対策を講じ、商工業の活性化と起業者の負担を少しでも軽減したいと考えているところでございます。

具体的には、佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等 3 本の条例を改正し、分担金・加入金につきましては 60 人槽の場合、現在ですと 135 万円のところ、改正案では 90 万円となり、45 万円の軽減となります。また、加入負担金差額調整交付金の交付にあたりましては、1 件当たり 3 万 7,500 円から最高 37 万 5,000 円まで、合計 15 件、176 万 2,500 円の交付を予定いたしております。

ご審議をいただきまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 95 号は、厚生常任委員会に付託することを予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） その 15 件の交付の各旧町ごとの内訳言うたら、どんなもんなんですか。

〔下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） まだ、旧町ごとには、ちょっとまとめておりませんが、

議長（西岡 正君） よろしいですか。

4 番（岡本義次君） ほな、後でまた、教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、はい。

町長（庵逄典章君） これは、全町としてやっておりますから、旧町ごとというような分け方はしておりませんので、そういうデータは、今から、その調査すれば分かりますけども、それは、後にしてください。

議長（西岡 正君） 他にありますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 95 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することに決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 95 号、佐用町公共下水道等の分担金の額の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決しました。

日程第 10 . 議案第 96 号 平成 20 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（西岡 正君） 日程第 10、議案第 96 号、平成 20 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 　　ただ今、上程をいただきました議案第 96 号、平成 20 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについての提案のご説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しにつきましては、被害の減少が見られない獣害に対して、イノシシ、シカ等防護柵設置事業に乗らない町単独分に対して補助を行うもので、金額は 187 万 8,000 円でその内連合会請求分を除いた 92 万 2,000 円を取り崩したいので、農業共済条例第 131 条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 　　損害防止事業で、鳥獣害というのは初めてだと思いますけども、当初予算で、農業共済の当初予算で、この説明として、檻 12 基購入という説明がされています。防護柵設置という、この予定になってますけども、檻から、なぜ、この様に変わったかという点が 1 点。

それから、鳥獣害被害の関係は、来年度以降もですね、厳しい、増加するというふうな厳しい状況がありますので、損害防止事業として、こういう農業共済で、来年度も、この様な町単独事業に対する助成が、農業共済会計からできるのかどうか、また、その様に考えておられるのかどうか、そのあたりの点についてお伺いいたします。

〔農業共済課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 　　まず最初の、檻の件でございますけれども、当初 60 万で檻を設置するということで計画しておりましたけれども、特措法の関係で、農林振興課の方が、ちょっと待ってくれということで、待っておったわけです。その中でですね、檻のわなの狩猟免許の取得者が少ない。それから、また、その檻を設置してくれというような希望も少ないということで、今回、今年分につきましては、取り止めということで、町単独分の補助に回して助成するというので、今回提案させてもらっております。それから、また来年度につきましては、今年と同じ様に鳥獣害の設置の方の補助に、計画したいと思っております。

議長（西岡 正君） 　　はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） 　　はい。

議長（西岡 正君） 　　はい、他に。ないようですから、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 96 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 96 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 96 号、平成 20 年度農作物
共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについては、原案のとおり可決
されました。

日程第 11 . 議案第 97 号 農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付について

議長（西岡 正君） 日程第 11 に移ります。議案第 97 号、農作物共済無事戻し金及び集
落営農等推進費奨励金の交付についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 97 号、農作物共済無事戻し
金及び集落営農等推進費奨励金の交付について、提案のご説明を申し上げます。
今回の無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付対象年度は平成 17 年度から 19 年
度までの 3 年間で、この間に共済金の払戻しを受けなかった場合等に、掛金の 2 分の 1 を
限度として交付するものでございます。
無事戻し金の麦は 3 名で、金額は 4 万 1,272 円、水稻は対象者 1,192 名で、金額は 119
万 2,477 円を、また集落営農等推進費奨励金の麦は対象者 1 組合で、金額は 10 万 943 円、
水稻では 2 組合で、金額は 1 万 7,884 円をそれぞれ交付するものでございます。
交付の時期は、平成 21 年 1 月 26 日頃を予定いたしております。
ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 97 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 97 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 97 号、農作物共済無事戻し金及び集落営農等推進費奨励金の交付については、原案のとおり、可決されました。

日程第 12 . 議案第 98 号 町営土地改良事業の実施について

議長（西岡 正君） 日程第 12 に移ります。
議案第 98 号、町営土地改良事業の実施についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 98 号、町営土地改良事業の実施についての提案理由のご説明を申し上げます。

この計画は、平成 18 年に田和地区水利組合から、奥田池が提体全体にわたり老朽化が著しく、侵食による提体断面の不足や漏水があり、決壊した場合には下流集落・農地に及ぼす被害は甚大なものが予想されるため、改修の要望があり、県土地改良事務所と協議調整を行ってきました。土地改良事業による、このため池整備事業は、かんがい面積が 3.2 ヘクタールで、平成 21 年度から 22 年度において実施を計画いたしており、総事業費は 4,040 万円で、事業費の 55 パーセントが国・県の補助、地元負担金は 5 パーセントとなります。土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき議会の議決を得て申請事務を行うものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第 98 号は、産業建設常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
ただ今、議題となっております、議案第 98 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託すること決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第 98 号、町営土地改良事業の実施については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 13 . 議案第 99 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 3 号) の提出について

議長 (西岡 正君) 日程第 13、議案第 99 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 3 号) の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長 (庵逄典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 99 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号につきましての提案のご説明を申し上げます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額から 1 億 7,400 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122 億 6,437 万 1,000 円に改めております。

まず、歳入から主なものをご説明いたします。

町税では、固定資産税の償却資産で 1,197 万 6,000 円を増額いたしました。

地方譲与税、自動車取得税交付金では、暫定税率失効に伴う臨時交付金分 69 万 4,000 円と 324 万 6,000 円を減額いたしました。

地方特例交付金は、交付決定額分の 260 万 9,000 円を増額と、先ほど申しあげました暫定税率失効分の地方税等減収補てん臨時交付金 394 万円を新たに計上いたしました。

地方交付税は、再算定の結果 561 万 1,000 円増額、分担金及び負担金では、総務費分担金において 30 万円の増額、使用料及び手数料では、総務使用料 25 万 3,000 円を増額いたしました。

国庫支出金では、新たに地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金 1,754 万 3,000 円と、幕山小学校耐震診断等の市町村合併推進体制整備費補助金 500 万円など全体で 2,610 万 6,000 円を増額いたしました。

県支出金は、民生費補助金で 204 万 1,000 円を増額、農林水産業費補助金で 106 万 3,000 円を増額など全体で 381 万 3,000 円を増額いたしました。

財産収入は、旧佐用郵便局の土地建物売り払いや県道拡幅工事に伴う平福郷土館用地の売却、また奥海オートキャンプ場の建物貸付料などで 1,684 万円を増額いたしました。

繰入金は、介護保険特別会計と農業共済事業特別会計からの繰入金 244 万 7,000 円を増額と財政調整基金からの繰入金 6,120 万 2,000 円の減額をいたしました。

諸収入は、延滞金で実績見込により 133 万 2,000 円を増額、公団造林受託事業収入では 1,401 万 7,000 円を増額、雑入では非常勤職員公務災害補償の保険金 700 万円を増額、物件移転補償費では県道拡幅に伴う平福郷土館分 522 万 4,000 円を増額など、全体 3,154 万 6,000 円を増額をいたしました。

町債では、姫新線高速化事業にかかる合併特例事業債を 1,990 万円減額、佐用保育園・子育て支援センター建設事業にかかる施設整備事業債を 3,450 万円と合併特例事業債 1 億 5,990 万円を減額をいたしました。

次に、歳出について主なものをご説明を申し上げます。

各款の人件費関係は、人事異動による増減、勤勉手当の支給基礎額から扶養手当分を減額、職員共済組合負担金の増額などを調整をいたしております。

まず議会費は、人件費の調整で 283 万 7,000 円を減額をいたしました。

総務費関係では、一般管理費の災害補償費で非常勤特別職の療養給付費 700 万円を増額、企画費では、姫新線高速化事業の負担金 2,099 万 9,000 円を減額、合併体制整備事業費で

は幕山小学校耐震診断等の委託料 660 万円を増額、情報通信施設費で 231 万円を増額。徴税費は、エルタックスにおける電算システム開発関係を県電子自治体推進協議会に加入し実施することとしたための、予算組み替えなどで 616 万 3,000 円を減額いたしました。

次に、民生費関係では、社会福祉総務費で障害者福祉作業所の土地建物購入費 600 万円の増額や国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金を調整し計上をいたしました。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業のタクシー助成の増額により 200 万円を増額、障害者福祉費は、小規模作業所運営費補助金や自立支援医療給付事業の増額、過年度補助金の精算による返還金などで総額 1,455 万 2,000 円を増額いたしました。

保育園費では、町独自の経済対策事業の一環として、6 保育園のトイレ修繕料を 228 万円増額、児童福祉施設整備費では、佐用保育園・子育て支援センター建設工事費について、20 年度と 21 年度の事業年割り額の変更により、2 億 98 万円を減額。人件費などの調整も含め民生費全体で 1 億 9,798 万 1,000 円を減額いたしました。

衛生費関係は、予防費において、がん検診などの委託料で 1,090 万円の減額や特別会計への繰出金の調整、人件費の調整などで 1,480 万 2,000 円を減額いたしました。

農林水産業費関係は、農地費で農村振興基本計画委託料 200 万円の増額、中山間地域総合整備事業での委託料減額で土地購入費の増額。林業総務費で町行造林事業での下刈り経費や有害鳥獣駆除活動補助金の増額。林業振興費では、風倒木処理にかかる緑資源機構育成費委託料 1,557 万 5,000 円の増額など人件費の調整を含めて 1,764 万 9,000 円を増額をいたしました。

次に、商工費関係では、道の駅平福の裏ローカの改修工事費 200 万 7,000 円の増額や観光パンフレットの印刷経費の増額、特別会計への繰出金の調整、人件費の調整などで 985 万 5,000 円を増額をいたしました。

土木費関係では、道路維持費と河川総務費において本町における経済対策事業として、地元要望事業の前倒し工事として 2,250 万円を計上をいたしました。その他は特別会計の繰出金や人件費の調整を行い、全体で 2,738 万 3,000 円を増額をいたしました。

消防費は、人件費の調整が主なものでございます。

次に、教育費関係では、小学校費で測量調査設計委託料 610 万円の減額や経済対策事業の一環として中安小学校駐車場の舗装工事費 152 万 3,000 円を計上いたしました。中学校費では工事請負費を減額をいたしております。社会教育費では、県道拡幅工事に伴う、平福郷土館の物件移転工事費と駐車場用地等購入費として 1,062 万 4,000 円を計上をいたしました。その他人件費関係の調整と合わせて、全体で 1,338 万 4,000 円の減額といたしました。

諸支出金においては、水道企業会計への繰出金を 64 万 9,000 円増額をいたしております。

第 2 条、債務負担行為については、4 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」のとおり、児童福祉施設整備事業(佐用保育園・子育て支援センター建設工事)において建築単価の増及び保育園部分の面積増並びに 20 年度と 21 年度の事業費割りの変更のため、21 年度の限度額を 5 億 4,430 万 1,000 円に変更しようとするものでございます。

以上、一般会計の補正の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますように、お願いを申しあげ、説明を終わらせていただきます。

議長(西岡 正君) 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 99 号につきましては、12 月 5 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

- 日程第 14． 議案第 100 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 15． 議案第 101 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 16． 議案第 102 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 17． 議案第 103 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 18． 議案第 104 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 19． 議案第 105 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 20． 議案第 106 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 21． 議案第 107 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 22． 議案第 108 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 23． 議案第 109 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 24． 議案第 110 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 25． 議案第 111 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 次は、日程第 14 に入ります。

 日程 14 ないし日程 25 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。

 議案第 100 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

 議案第 101 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

 議案第 102 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

 議案第 103 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

て。

議案第 104 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 105 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 106 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 107 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 108 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 109 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 110 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 111 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました、議案第 100 号ないし第 111 号議案までの平成 20 年度各特別会計補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 100 号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 2 億 4,867 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 5,652 万 6,000 円とするものでございます。

歳入より説明を申し上げます。

国民健康保険税は、本算定による退職被保険者分の増額等により 91 万 7,000 円の増額となります。内訳は一般被保険者分で 568 万 6,000 円の減額、また退職被保険者分で 660 万 3,000 円の増額となっております。

国庫支出金は 1 億 3,662 万円の増額で、主なものは療養給付費等負担金で、6,607 万 5,000 円の増額、また財政調整交付金で 7,054 万 5,000 円の増額となっております。

前期高齢者交付金で 6,802 万 2,000 円の増額となります。

繰入金は、3,948 万 2,000 円の増額で、一般会計繰入金の人件費関係等による増額分で 691 万 3,000 円と準備基金繰入金で 3,256 万 9,000 円を取り崩して繰り入れをいたしております。

次に歳出についての説明を申し上げます。

総務費の総務管理費は、職員にかかる人件費関係についてですので省略させていただきます。

保険給付費は、2 億 2,089 万円の増額で、主なものは療養諸費で、一般および退職被保険者の療養給付費等の増額により、1 億 6,380 万円、高額療養費で、一般被保険者分が 5,700 万円、出産育児諸費では、法改正の出産育児一時金の追加額で 9 万円と、それぞれ増額となります。

後期高齢者支援金等では、3,992 万 9,000 円の増額となります。

老人保健拠出金では、1,760 万 1,000 円の減額となります。

介護納付金では、25万3,000円の減額でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の、提案説明とさせていただきます。

次に、議案第101号、平成20年度佐用町後期高齢者医療特別会計の補正予算第1号ついでのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、総額を2億7,198万2,000円とするものであります。

まず、歳入よりご説明申し上げます。

今補正予算の歳入は、全額の3万9,000円を一般会計よりの繰入金として追加することといたしております。

続いて歳出につきまして、歳出の全額が人件費に係わるもので、共済組合負担率の変更によって不足額3万9,000円を追加をするものでございます。

以上、簡単でございますけれども、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明といたします。

次に、議案第102号、平成20年度介護保険特別会計補正予算第2号につきましての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算から、それぞれ1,385万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,967万3,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算から、それぞれ94万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を930万7,000円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入についてご説明をいたします。

保険料では、実績見込みにより特別徴収保険料100万円、普通徴収保険料500万円を減額いたしております。

国庫支出金では、介護給付費負担金を87万9,000円増額、これは国庫と県費の財源変更によるものでございます。地域支援事業交付金114万円減額、来年度法改正に伴う要介護認定プログラム変更のための要介護認定モデル事業を実施しておりますので、その補助金64万円を増額いたしております。

支払基金交付金では地域支援事業支援交付金117万9,000円を減額、県支出金では介護給付費負担金87万9,000円、地域支援事業交付金57万1,000円をそれぞれ減額しております。

繰入金では、一般会計繰入金のうち、地域支援事業繰入金を57万1,000円、その他繰入金では、職員の異動に伴う職員給与等を1,414万1,000円減額、来年度法改正に伴うシステム改修費などで363万1,000円増額いたしております。また、保険料の減額による財源確保のため、介護給付費準備基金繰入金を547万9,000円増額いたしております。

次に、歳出についての説明をいたします。

総務費で主なものは、職員の異動に伴う職員給与費を1,414万1,000円減額、来年度法改正に伴う介護システム改修委託料を328万7,000円増額、実績見込みにより主治医意見書手数料を94万円、認定調査委託料を54万9,000円、それぞれ増額いたしております。

保険給付費では介護サービス等諸費を1,880万8,000円減額、支援サービス等諸費を1,473万円、高額介護サービス等費を134万9,000円、特定入所者介護サービス等費を272万9,000円それぞれ増額いたしておりますが、費目の変更であり総額での変更はございません。地域支援事業費では、実績見込みにより介護予防事業費を380万4,000円、包括的支援事業費を46万7,000円、それぞれ減額いたしております。

次にサービス事業勘定の歳入についてのご説明をいたします。

介護給付費収入では、サービス計画作成費について実績増を見込みまして、介護給付費収入14万1,000円、予防給付費収入80万円、それぞれ増額いたしております。

歳出につきましては、サービス事業費では、新予防給付ケアマネジメント委託料を 37 万 3,000 円、諸支出金では収入増を見込み、一般会計繰入金を 56 万 9,000 円、それぞれ増額いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明といたします。

次に、議案第 103 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計の補正予算第 1 号ついでのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 43 万円を追加し、総額を 1 億 2,905 万 7,000 円とするものでございます。

まず、歳入よりご説明をいたします。

今補正予算の歳入は、全額を一般会計よりの繰入金 43 万円を追加することとしております。

続いて歳出のご説明を申し上げます。歳出の内、共済組合負担率の変更など人件費に係わるもの以外に、燃料費等の高騰による光熱水費を増額、入所者の変動及び実績見込みによる給食材料費を減額、また下水道使用料の不足額などを調整し、総額 43 万円の増額とするものでございます。

以上、簡単でございますけれども、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 104 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号についての提案のご説明を申し上げます。

まず、第 1 条において、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1,659 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 9 億 8,483 万 8,000 円といたしております。

歳入よりご説明を申し上げます。

負担金においては、上越フーズ株式会社等の加入金を 250 万円追加いたしました。

使用料については、収納実績等を勘案し、500 万円減額をいたしました。

繰入金については、財源調整により一般会計繰入金を 464 万 5,000 円減額をいたしました。

雑入においては、県道上三河平福線道路改良に伴う水道管移設補償費 44 万円、落雷による真盛浄水場計装設備等の機器修繕共済金 5 件分 2,330 万円を追加をいたしました。

次に歳出のご説明を申し上げます。

現場管理費においては、本位田浄水場機器修繕費 3 件分 350 万円、工事請負費では、真盛浄水場計装機器等の落雷による復旧工事費 3 件 2,045 万円、水道管移設工事費 44 万円及び志文加圧ポンプ改良工事費 455 万円を追加をいたしました。なお本位田浄水場前処理工事及び国道 179 号線配水管移設工事を 21 年度以降への繰り延べにより 1,185 万円減額をいたしました。また、不断水バルブ等を購入のため、原材料費 170 万円を追加をいたしております。

公債費では、元金及び利子の調整を行いました。

以上で、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の概要の説明とさせていただきます。

次に、議案第 105 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業補正予算第 2 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、555 万 2,000 円を追加し、予算総額を 10 億 4,024 万 8,000 円と定めております。

まず、歳入では、使用者開始者の増に伴う、使用料 500 万円を追加し、一般会計繰入金 55 万 2,000 円を追加をしております。

次に歳出では、公共事業費の一般管理費において、4 月の人事異動に伴う人件費の不足額の追加調整と、今回の分担金・加入金の額の条例改正に伴う、加入負担金差額調整交付

金を対象者 14 件に対し交付するため、172 万 5,000 円を追加をいたしております。

公債費では、償還利子の財源補正をいたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 106 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 2 号についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 54 万円を減額し、予算総額を 3 億 9,782 万 6,000 円と定めています。

まず、歳入では、一般会計繰入金を 54 万円減額をいたしております。

次に歳出では、生活排水処理管理費において、4 月の人事異動に伴う人件費の調整による減額と、今回の分担金の額の条例改正に伴う加入負担金差額調整交付金 1 件 3 万 8,000 円を追加をいたしております。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、西はりま天文台公園特別会計の補正予算第 1 号についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,316 万 5,000 円を減額し、予算総額 3 億 2,581 万 6,000 円といたしております。

最初に歳入でございますが、県委託金が額の決定によりまして 1,308 万 2,000 円の減額、一般会計繰入金を歳出の補正に伴い 101 万 1,000 円の減額といたしております。また、平成 19 年度からの繰越額の確定によりまして繰越金を 92 万 8,000 円増額をいたしております。

続いて歳出でございますが、グループロジック運営費につきましては、清算見込みによる補正のほか、修繕料を 68 万 2,000 円増額し、合計で 46 万 4,000 円の増額といたしております。次に天文台公園運営費では、清算見込みによる補正のほか、修繕料を 446 万 9,000 円増額、シルバー人材センター等業務委託料を 124 万円計上、天文機器保守管理委託料を 1,621 万 6,000 円減額し、合計で 1,160 万 2,000 円の減額といたしております。なお天文機器保守管理委託料につきましては、2 メートル望遠鏡の保守管理委託料を例年通り計上いたしておりましたが、主鏡の再蒸着に伴い調整するため、今年度に限り不要と判断し減額をするものであります。

次に基金費でございますが 46 万 4,000 円増額いたしております。これは繰越金の額の決定に伴いまして、その半分を積み立てるものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 108 号、平成 20 年度笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 1 号につきましても提案の説明を申しあげます。

既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 119 万 1,000 円を増額し、予算総額を 1 億 2,172 万 9,000 円にしようとするものでございます。

補正しようとする内容は、まず歳入につきましては、一般会計繰入金を 119 万 1,000 円増額いたしております。

歳出につきましては、職員共済組合負担金等 9 万 1,000 円の増額と燃料費の高騰等による 110 万円の増額でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 109 号、平成 20 年度歯科保健特別会計補正予算第 1 号につきましても提案のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ 120 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,752 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

診療収入の保険診療報酬を 120 万 5,000 円減額いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

総務費では、歯科医師報酬を 60 万円、賃金 65 万円をそれぞれ減額、医業費では事務機器保守管理委託料を 7 千円増額いたしております。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第 110 号、佐用町農業共済事業特別会計補正予算についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は既決の収入支出予算の総額に収入支出それぞれ 456 万 3,000 円を増額し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ 1 億 1,317 万 4,000 円とするものでございます。

内容といたしましては、家畜共済勘定では引受頭数の増加と、それに伴う事故増により 380 万円の増額をいたしております。

業務勘定では、人事異動に伴う増減と建物協議会から 230 万円寄付を受け、損害防止費においては獣害対策補助への組替えをして、総額 76 万 3,000 円の増額となっております。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 111 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計補正予算第 1 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、営業収益において、消火栓修繕工事費負担金を 75 万円追加し、営業外収益においては、高料金対策繰入金等一般会計繰入金を 64 万 9,000 円追加するものでございます。

次に営業費用では、人件費の不足額及び不用額を調整し、送水管修繕工事費を 50 万円追加するものでございます。

資本的収入においては、消火栓修繕工事費負担金を収益的収入への振替のため 75 万円を減額し、資本的支出では、給与改定に伴う人件費の過不足額を調整し 24 万 1,000 円を追加するものでございます。

第 6 条では、一般会計からの高料金対策費等の補助金の総額を改めるものでございます。

第 7 条では、たな卸し資産購入限度額を 56 万 6,000 円に改めるものであります。

内容の詳細につきましては、予算実施計画、資金計画、収入及び支出見積基礎、予定損益計算書また予定貸借対照表等の補正を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますように、お願いいたします。

以上で、議案第 100 号から議案第 111 号まで 12 件の特別会計の補正予算一括してご説明を申し上げます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願いを申しあげ、提案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 議案第 100 号ないし議案第 111 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第 100 号ないし議案第 111 号につきましては、12 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。そのように決めます。

日程第 26 . 同意第 9 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 日程第 26 に移ります。

同意第 9 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 9 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町教育委員会委員、祐保明美（すけやすあけみ）氏の任期満了に伴い、後任として教育経験豊かな長田貞子（おさださだこ）氏を佐用町教育委員会委員に、任命いたしたく、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは本案に対する討論を省略し、採決を行いますのでよろしくお願いをいたします。

同意第 9 号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

ここで、資料提出につき休憩します。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 43 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 27 . 第 27 委員会付託について

議長（西岡 正君） 日程第 27 に移ります。

日程第 27 は、委員会付託についてであります。

お諮りします。

お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、12 月 3 日の本会議は午前 9 時 30 分より開会とし、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

散会いたします。ご苦労様でした。

午後 10 時 44 分 散会
